

障害年金以外の主な制度

各種手当

特別障害者手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において特別の介護が常時必要な20歳以上の在宅（3か月未満の入院含む）の人に支給される（月額2万6,810円）。市区町村の窓口で手続きする。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において特別の介護が常時必要な20歳未満の在宅の人に支給される（月額1万4,580円）。市区町村の窓口で手続きする。

※特別障害者手当、障害児福祉手当とも、本人または配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されない

特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障害のある児童を家庭で監護・養育している父母等に支給（1級認定で月額5万1,450円、2級認定で月額3万4,270円）。市区町村の窓口で申請し、認定を受けると申請の翌月から支給開始。

児童扶養手当

母子家庭・父子家庭、父母が重度の障害をもっている場合などに、18歳年度末までの子に対して支給される（子ども1人あたり月額4万2,290円で、2人目は最大で月額9,990円の加算、3人目以降は1人につき最大で月額5,990円の加算）。市区町村の窓口で申請し、認定を受けると申請の翌月から支給開始。

※特別児童扶養手当、児童扶養手当とも、所得制限などの規定があるので市区町村の窓口で詳細を確認。

傷病手当金

業務外の病気やケガなどで休業の必要がある場合に、働けずに収入がない期間の生活を保障する制度。健康保険から標準報酬日額の3分の2が助成される。支給期間は、支給開始日から1年6か月までで、原則、障害年金と同時にもらうのは不可。健康保険組合か全国健康保険協会（協会けんぽ）で手続きをおこなうので、会社の担当者に確認する。